

自立支援医療（更生医療）意見書【じん臓機能障害用】

再認定

【大分県身体障害者更生相談所】

- ※ 「方針変更」とは、有効期間内に治療内容等医療の具体的方針が変更となる場合のことです。
なお、有効期間を超える場合は、再認定が必要となります。
- ※ 「再認定」とは、支給認定の有効期間が終了し、再度の支給認定を申請する場合のことです。
- ※ 支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、入院の場合の有効期間は、原則3ヶ月以内としてください。3ヶ月以上に及ぶものについての支給認定に当たっては、特に慎重に取り扱われたいことと規定（自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱）されていますので、表面の「更生医療治療予定期間」は3ヶ月以内で必要な期間とし、「医療費概算額」については、当該機関に要する医療費概算額を記載してください。ただし、人工透析療法及びじん移植に伴う抗免疫療法の通院の場合の有効期間は1年以内が可能です。
- ※ 緊急かつやむを得ない事情により、単なる期間延長として有効期間の延長を必要とする場合は、2週間以内でかつ1回に限ることとし、この意見書を付して市町村に報告してください（この場合、「再認定」に丸印をつけてください。）
- ※ 更生医療と並行して行う合併症等の治療に係る医療費については給付の対象となりませんので、医療費概算額には含めないでください。
- ※ 入院の主たる原因が更生医療以外の医療の場合は給付の対象となりませんので、医療費概算額に入院基本料及び当該医療費は含めないでください。
- ※ 入院を要する場合の理由については、具体的に記載してください。
＜記入例＞ シヤント閉塞により入院加療の見込みがあるため
骨折治療のため
脳梗塞後遺症により、自宅での生活が困難なため